

25-カ

大阪出入国在留管理局収容場警備執務細則

大阪出入国在留管理局収容場警備執務細則（目次）

第1章 総則

第1条	趣旨	1
第2条	看守責任者及び副看守責任者	1
第3条	看守勤務者の編成	2
第4条	非常設備	2
第5条	施設の点検	2

第2章 収容

第6条	収容区分	2
-----	------	---

第3章 看守

第7条	看守勤務者の責務	3
第8条	看守勤務者の勤務体制及び職務	3
第9条	動しよう	4
第10条	勤務の交替	4
第11条	かぎの保管	5
第12条	人員点呼	5
第13条	収容場及び居室の出入口扉の施錠	5

第4章 保安

第14条	保安計画	5
第15条	検査	5

附則		6
----	--	---

大阪出入国在留管理局収容場警備執務細則

- 一部改正 平成16年 3月25日訓令第4号
(平成16年 4月 1日施行)
平成19年 3月30日訓令第3号
(平成19年 4月 1日施行)
平成19年12月 4日訓令第4号
(平成19年12月25日施行)
平成21年 6月12日訓令第4号
(平成21年 6月17日施行)
平成29年 5月23日訓令第4号
(平成29年 5月23日施行)
平成31年 3月28日訓令第4号
(平成31年 4月 1日施行)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、法務省設置法（平成11年法律第93号）及び地方出入国在留管理局組織規則（平成31年法務省令第27号）に基づき、大阪出入国在留管理局収容場（関西空港支局及び神戸支局の収容場を含む。以下同じ。）の警備の執務に必要な事項を定めるものとする。

(看守責任者及び副看守責任者)

第2条 看守勤務の入国警備官の長（以下「看守責任者」という。）は、男子区処遇担当及び女子区処遇担当の各統括入国警備官（関西空港支局及び神戸支局にあっては、警務・調査活動・処遇・執行担当の統括入国警備官。以下「処遇担当統括」という。）の指揮監督の下に、看守勤務の入国警備官（以下「看守勤務者」という。）を指揮監督し、被収容者の処遇及び収容場の秩序維持についてその責に任ずるものとする。

- 2 看守責任者は、処遇担当統括が出張その他により不在の場合は、処遇担当統括に代わってその職務を行うものとする。
- 3 看守勤務者のうち、処遇担当統括及び看守責任者の指揮監督を受け

の区分を変更することができる。

第3章 看守

(看守勤務者の責務)

第7条 看守勤務者は、看守責任者及び副看守責任者（以下「看守責任者等」という。）の指揮監督に従わなければならない。

2 看守勤務者は、収容場の警備において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容場の施設について、破損、故障等の異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに看守責任者等に報告すること。
- (2) 処遇部門の首席入国警備官（関西空港支局及び神戸支局にあっては、首席入国警備官。以下「処遇部門首席」という。）の許可なく、収容場に看守勤務者及び巡視を行う監督者以外の者を立ち入らせないこと。
- (3) 被収容者の居室に入るときは、看守責任者等に報告の上、他の看守勤務者の立会の下に入室すること。
- (4) 被収容者の処遇上又は被収容者の退去強制手続上、参考となる事項を認知し、又は資料を得たときは、直ちに看守責任者等に報告すること。

(看守勤務者の勤務体制及び職務)

第8条 看守勤務者の勤務は、

2 見張り勤務者は、警備配置図（別表第4、第5及び第6）に示す
（関西空港支局及び神戸支局にあっては、。以下「」
という。）、次の職務を行うものとする。ただし、処遇
部門首席が必要と認める場合には、動しよう勤務者の職務を兼ねるものとする。

- (1) 被収容者の動静監視
- (2) 収容場に入出入りする人及び物品の点検確認
- (3) 異状発見の際における動しよう勤務者に対する連絡及び看守責任者等への報告
- (4) 看守勤務日誌（処遇規則別記第2号様式）の記載

張り勤務者及び動しょう勤務者は、勤務を交替するときは、第1項に準じて引継ぎを行うものとする。

(かぎの保管)

第11条 処遇担当統括は、
場合を除き、それぞれの担当する収容場及び居室の出入口扉のかぎを
の指定場所に保管しなければならない。

(人員点呼)

第12条 看守責任者等は、次の要領により被収容者の人員点呼を実施するものとする。

(1)
。

(2)
。

2 看守責任者は、点呼終了後、速やかに処遇担当統括に対し、異状の有無を報告するとともに、見張り勤務者に対してその概要を知らせなければならない。

3 処遇担当統括は、随時人員点呼に立ち会い、指揮監督に当たらなければならない。

(収容場及び居室の出入口扉の施錠)

第13条 看守責任者等は、開放処遇を行うなど、処遇部門首席が必要と認めて指示した場合を除き、収容場及び各居室の出入口扉を施錠しておかななければならない。

第4章 保安

(保安計画)

第14条 処遇部門首席は、処遇規則第16条に規定する保安計画を立案し、局長の決裁を受けるものとする。

2 処遇部門首席は、前項の保安計画に定める事項について、年2回以上訓練を実施し、その結果を局長に報告するものとする。

(検査)

第15条 処遇担当統括は、収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を実施するもの

とする。

- 2 処遇担当統括は、XXXXXXXXXX，居室及び附属施設の検査を実施しなければならない。
- 3 前2項の検査に当たっては，被収容者に対し，検査を実施する旨を告げて着手するものとする。
- 4 処遇担当統括は，検査の結果，収容場の保安上又は衛生上支障があると認められる物品等を発見したときは，所有者を確認した上，速やかに所定の領置手続を執らなければならない。
- 5 処遇担当統括は，検査を実施したときは，その結果を局長に報告するとともに，看守勤務日誌に記載しなければならない。

附 則（平成13年1月6日訓令第4号）

この訓令は，平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成29年5月23日訓令第4号）

この訓令は，平成29年5月23日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令第4号）

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

施設点検報告書

殿

統括入国警備官

印

施設点検を実施したので下記のとおり報告する。

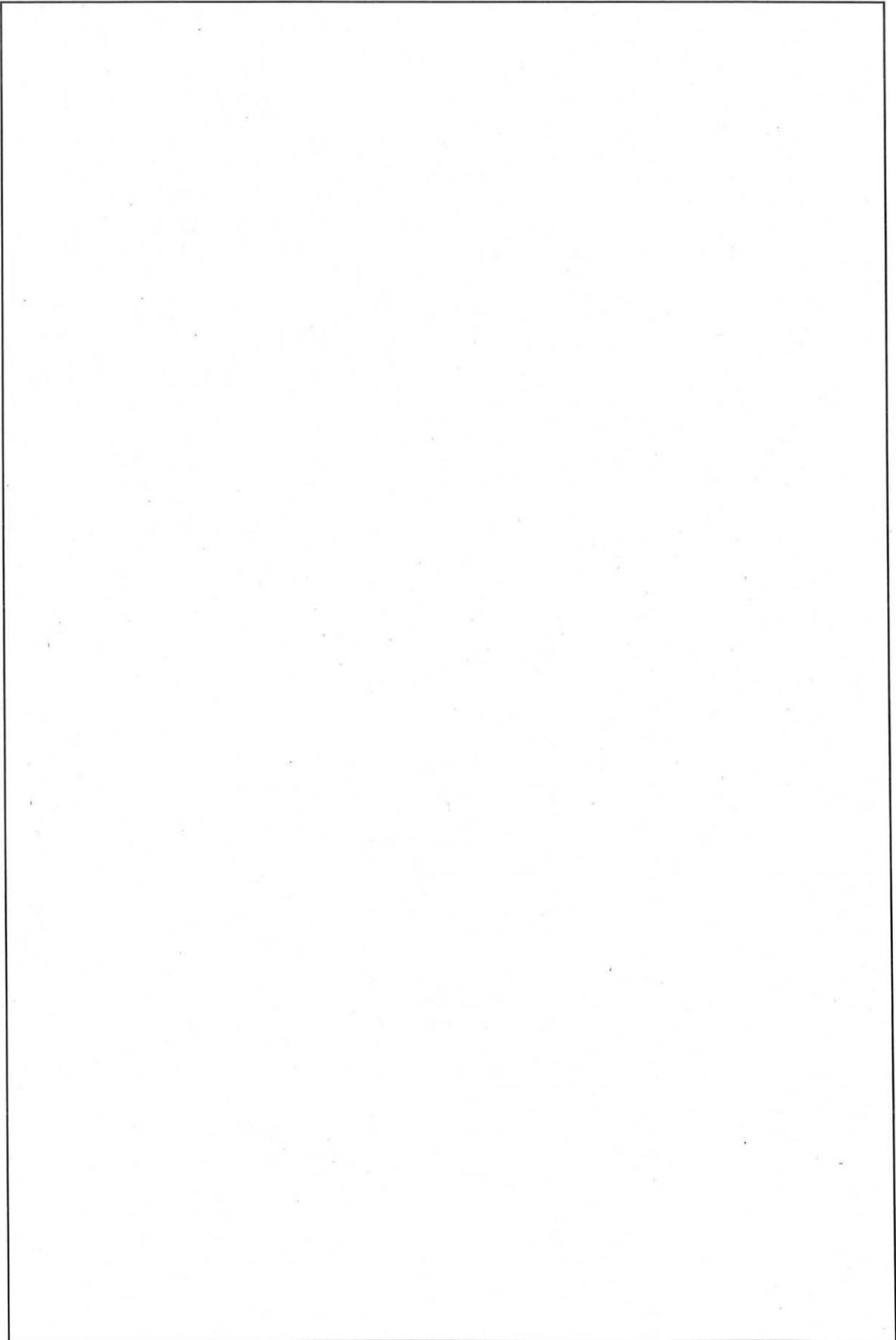
点 検 箇 所	異状の有無及び補修改善等要望事項	点検実施者	看守責任者	担当係長	措 置
居 室					
非 常 口					
警 報 ベ ル					
消 火 器					
避 難 器 具					
面会室・浴室・洗濯場					
運動場・廊下					
そ の 他					

備考 措置欄は改善等要望事項に対し担当部署において措置した結果を記載する。

引 継 簿

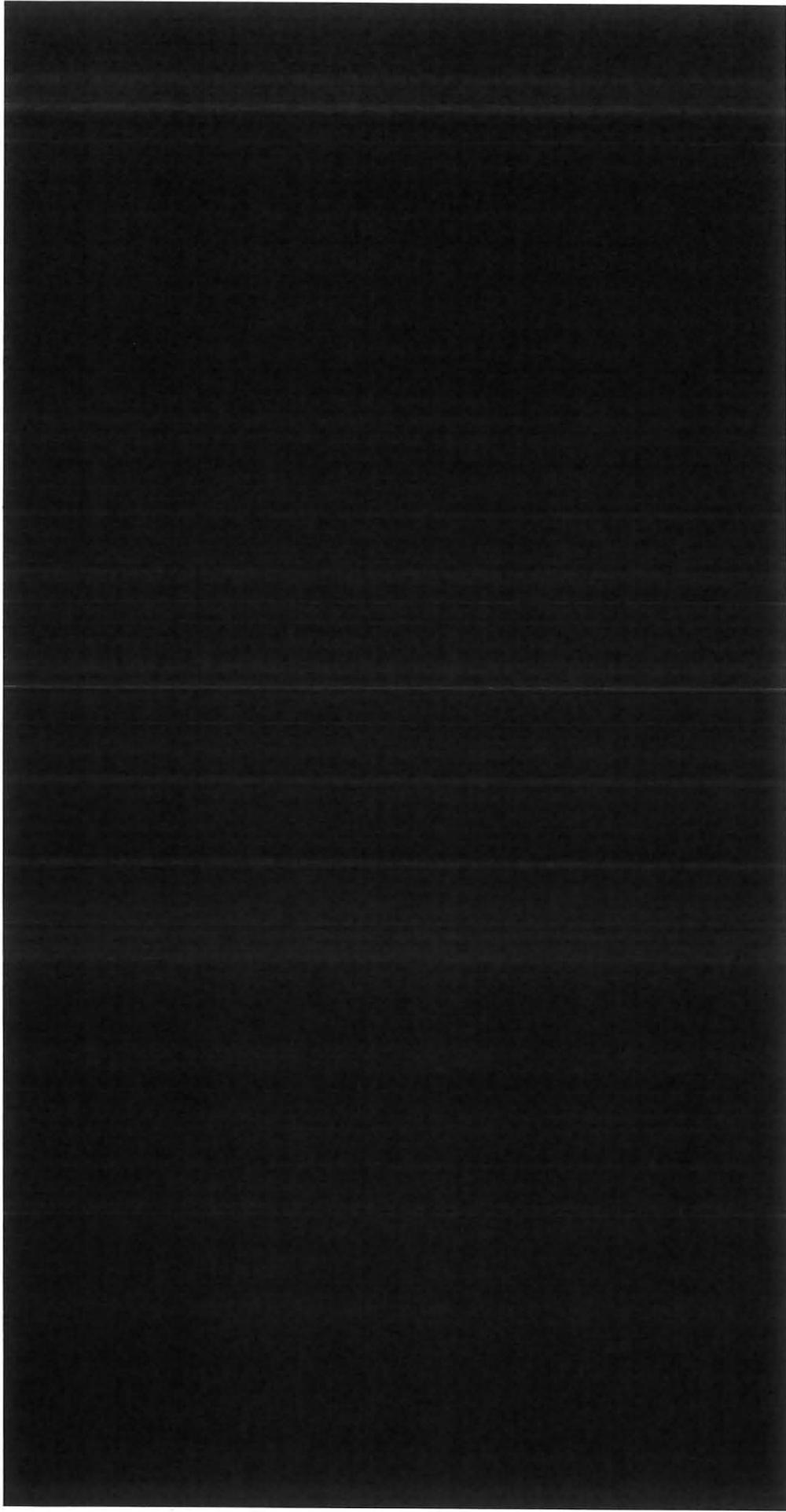
処遇担当 統括

月 日 曜日	
申 送 者	看守責任者
申 受 者	看守責任者
引 継 事 項	
申送人員 名	

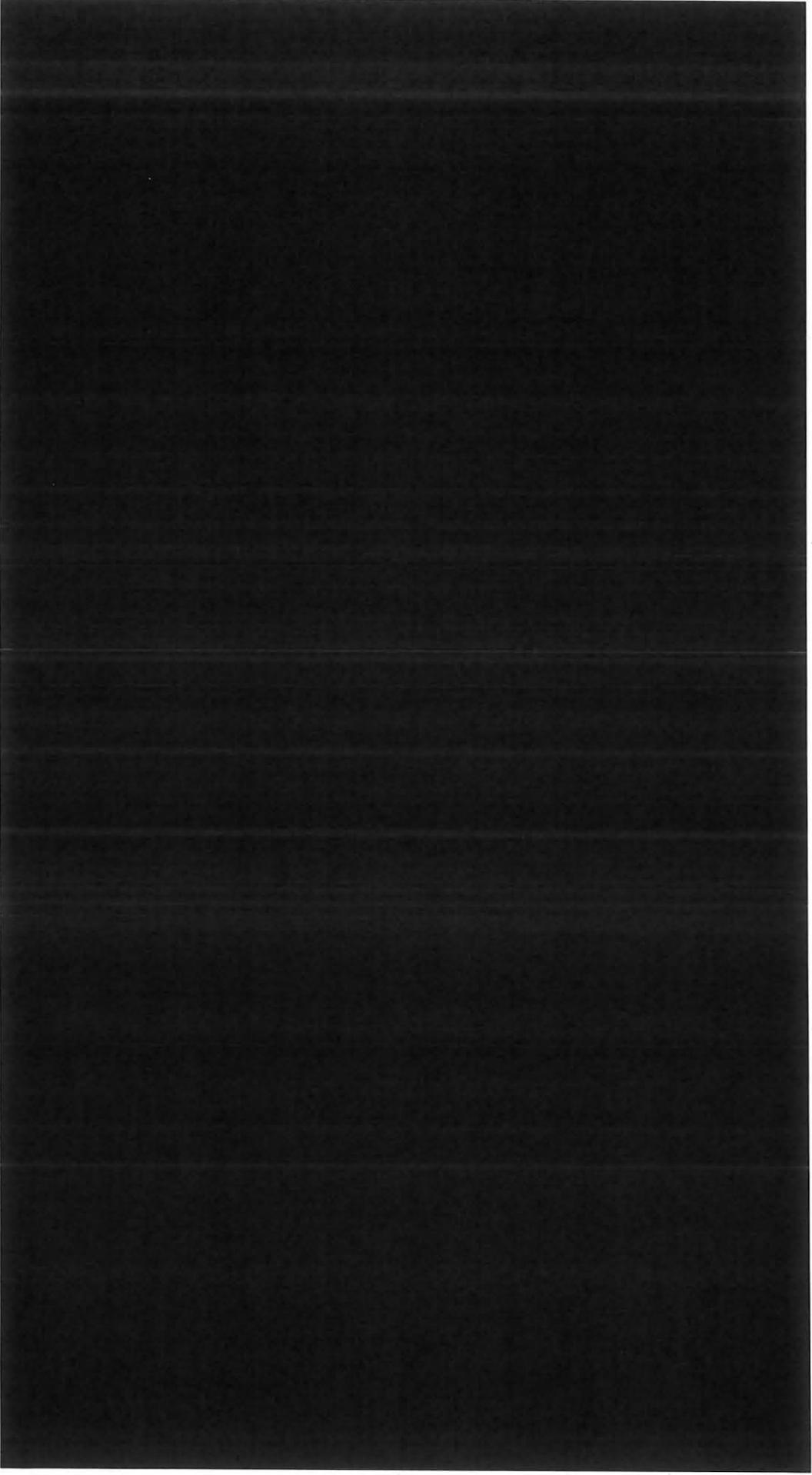


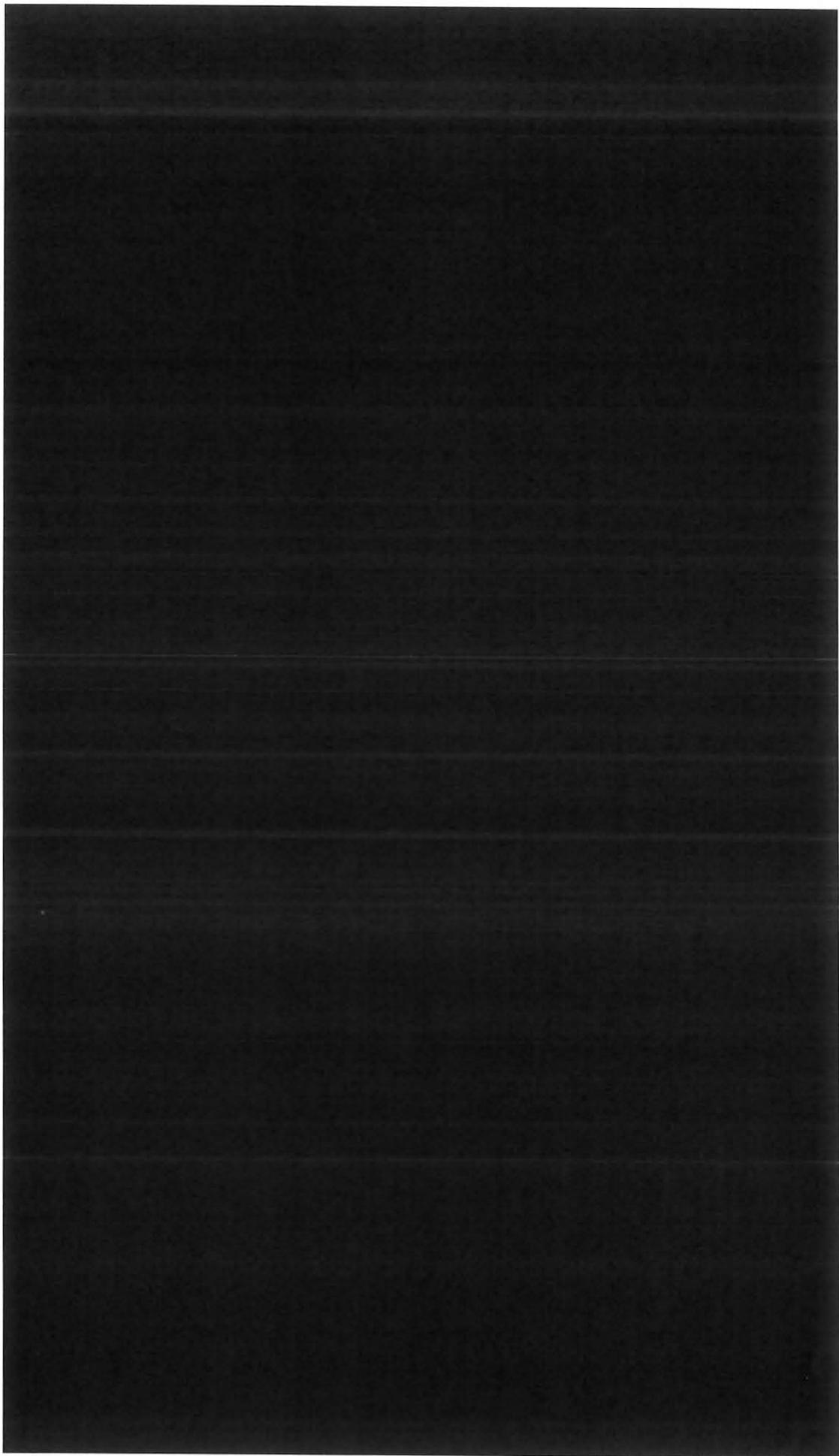
別表第1(第4条関係)

大阪出入国在留管理局收容場非常設備



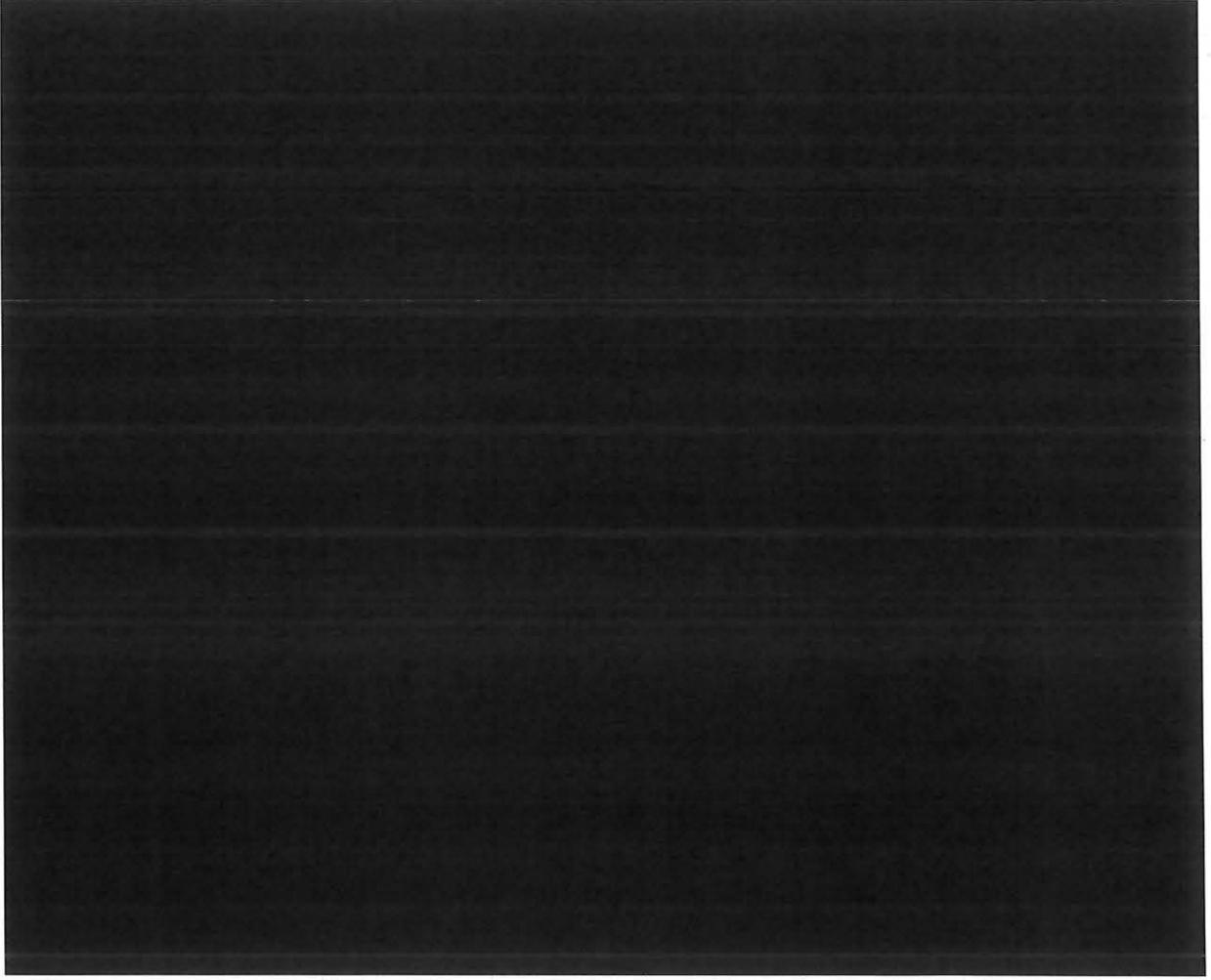
7 階・8 階





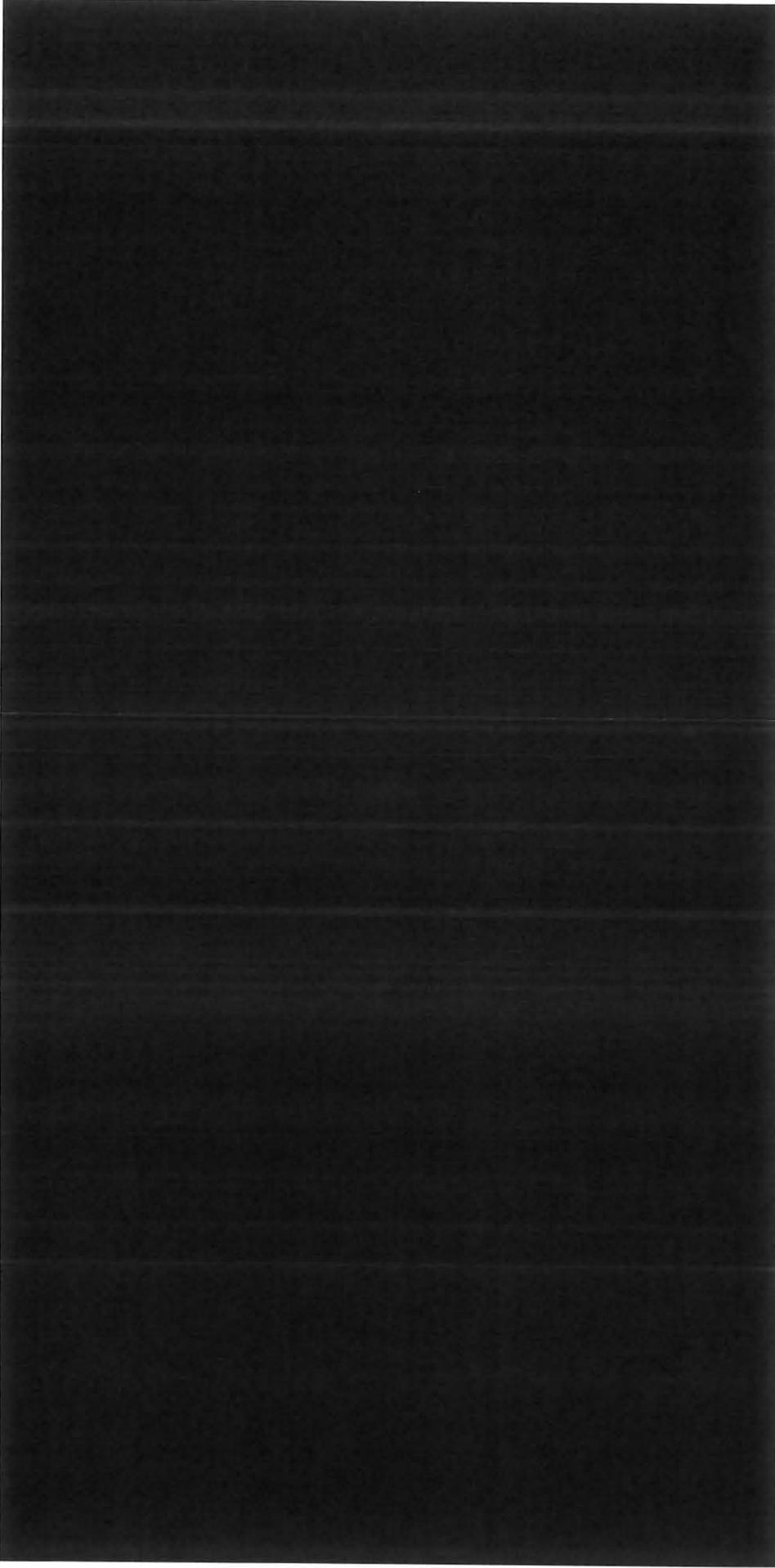
別表第2(第4条関係)

大阪出入国在留管理局関西空港支局収容場非常設備位置図



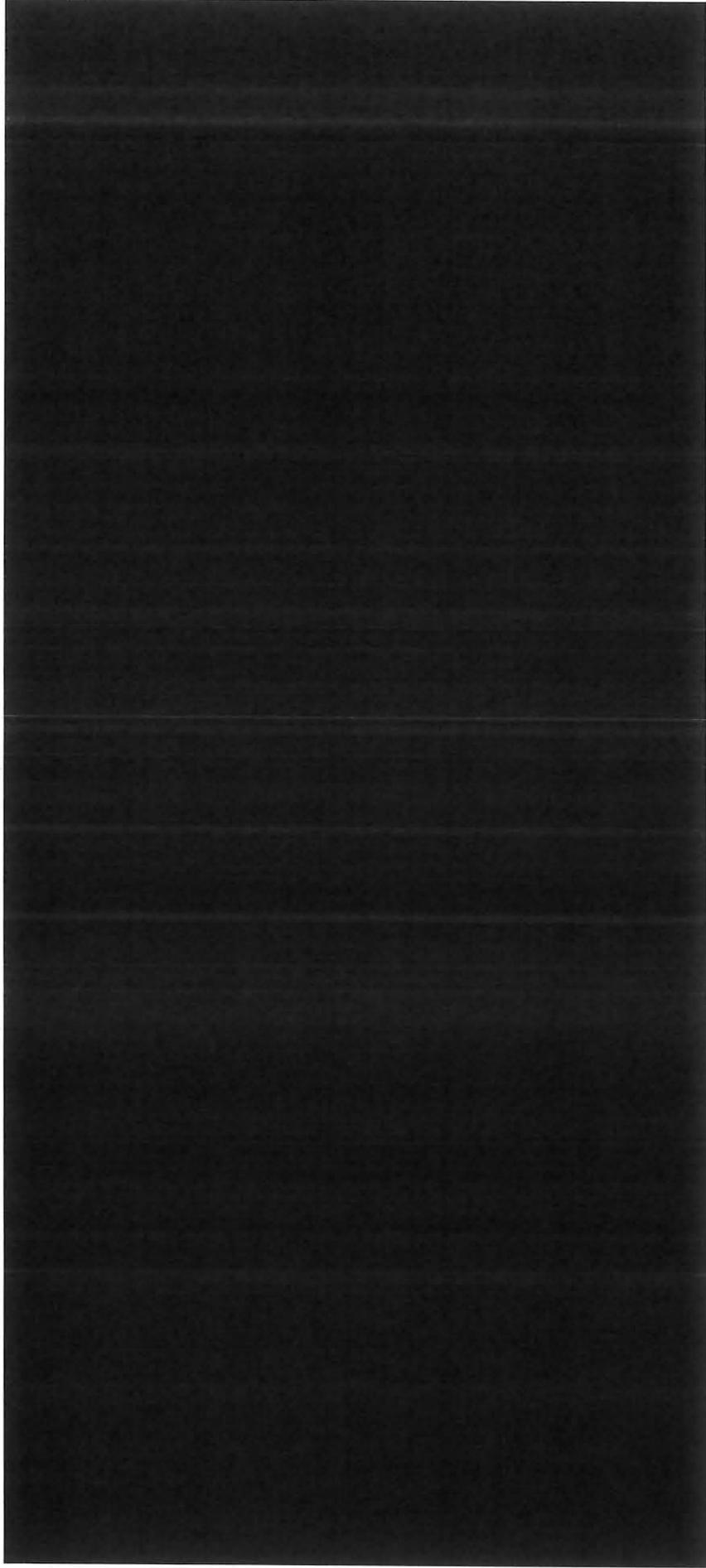
別表第3(第4条関係)

大阪出入国在留管理局神戸支局収容場非常設備位置図

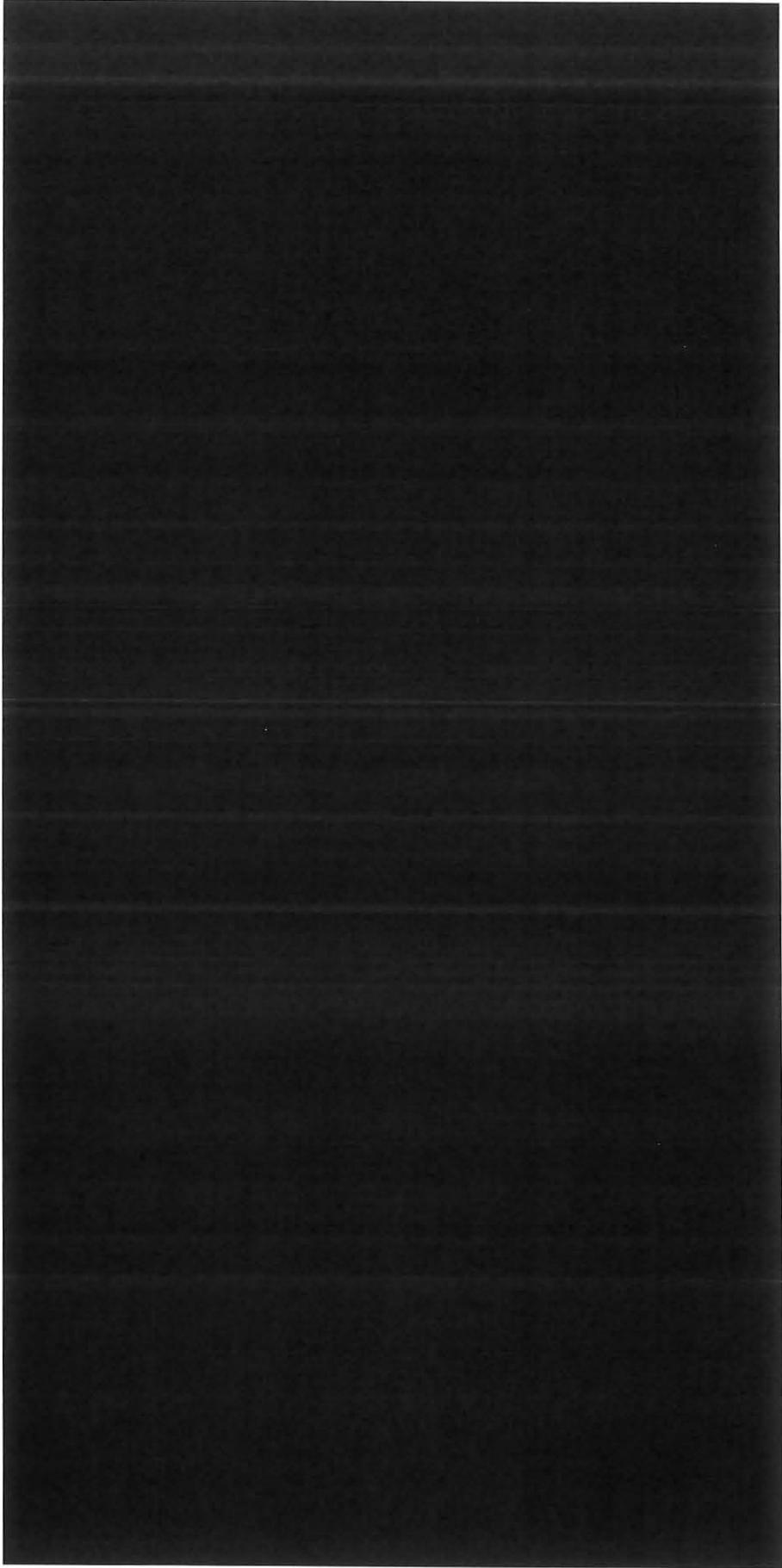


別表第4(第8条関係)

大阪出入国在留管理局警備配置図

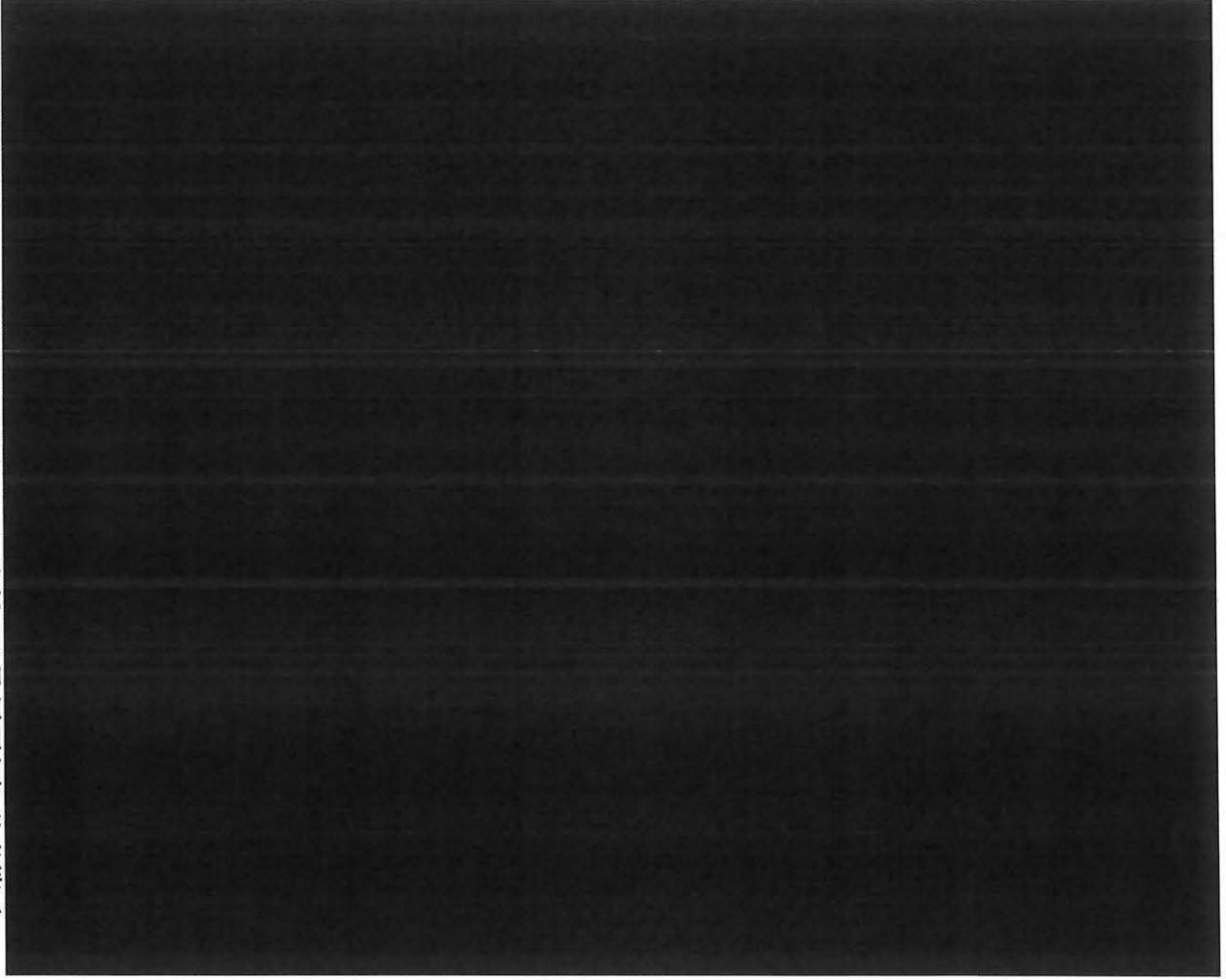


7 階・8 階



別表第5(第8条・11条関係)

大阪出入国在留管理局関西空港支局収容場非常設備位置図



別表第6(第8条・第11条関係)

大阪出入国在留管理局神戸支局收容場警備配置図

